

平成 2 7 年 第 1 回 羅 臼 町 議 会 定 例 会 （ 第 2 号 ）

平成 2 7 年 3 月 1 1 日（水曜日）午前 1 0 時開議

○議事日程

- 日程第 1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
（議案第 5 号から議案第 1 0 号、議案第 1 2 号、議案第 1 5 号及び議案第 1 7 号 9 件一括）
- 日程第 2 議案第 1 1 号 羅臼町表彰条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議案第 1 3 号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定について
- 日程第 4 議案第 1 4 号 羅臼町債権管理条例制定について
- 日程第 5 議案第 1 6 号 児童遊園地設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第 1 8 号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 1 9 号 羅臼町指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準等を定める条例制定について
- 日程第 8 議案第 2 0 号 羅臼町指定介護予防支援等に関する条例制定について
- 日程第 9 議案第 2 1 号 羅臼町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例制定について
- 日程第 1 0 議案第 2 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 日程第 1 1 議案第 2 3 号 羅臼町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定について
- 日程第 1 2 議案第 2 4 号 町道路線の認定について
- 日程第 1 3 議案第 2 5 号 根室北部消防事務組合規約の一部変更について
- 日程第 1 4 議案第 2 6 号 根室北部衛生組合規約の一部変更について
- 日程第 1 5 発議第 1 号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 6 発議第 2 号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書
- 日程第 1 7 発議第 3 号 農協関係法制度見直しに関する意見書

日程第 18

各委員会閉会中の所管事務調査の件

追加日程第1 議案第28号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	浦崎頼男君
教育委員長	石川勝君	企画振興課長	川端達也君
総務課長	太田洋二君	税務財政課長	高橋力也君
納税担当課長	長屋修二君	環境生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	対馬憲仁君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
地域包括支援センター課長	斉藤健治君	水産商工観光課長	堺昇司君
水産商工観光課長補佐	平田充君	水産商工観光課長補佐	田澤道広君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	中田靖君
社会教育課長	石田順一君	会計管理者	野理幸文君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松田伸哉君	次長	丸山晃君
--------	-------	----	------

午前 10 時 00 分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 10 人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（村山修一君） 日程第 1 予算審査特別委員会に付託いたしました、9 日の一括上程に係る議案第 5 号平成 27 年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第 10 号平成 27 年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算及び議案第 12 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第 15 号羅臼町青少年問題協議会条例を廃止する条例制定について、議案第 17 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての 9 件の審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長坂本志郎君。

○6 番（坂本志郎君） 予算審査特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第 5 号平成 27 年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第 10 号平成 27 年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算及び議案第 12 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第 15 号羅臼町青少年問題協議会条例を廃止する条例制定について、議案第 17 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての 9 件の審査結果につきまして、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付のとおり、委員会審査結果報告書を議長に提出しております。

審査結果について報告をいたします。

本委員会は、3 月 9 日の本会議において、議員全員による予算審査特別委員会として設置され、平成 27 年度一般会計予算ほか 8 件について、3 月 9 日及び 10 日の 2 日間にわたって、慎重かつ熱心に審査が行われました。

その結果、平成 27 年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び各特別会計予算、企業会計予算並びに関連する条例につきまして、出席委員の全員一致により原案のとおり可決、決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。この委員会は議員全員で構成する

委員会ですので、質疑については省略をいたします。

これから、議案第５号平成２７年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第１０号平成２７年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算及び議案第１２号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第１５号羅臼町青少年問題協議会条例を廃止する条例制定について、議案第１７号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての９件について、一括して採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第５号平成２７年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第１０号平成２７年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算及び議案第１２号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第１５号羅臼町青少年問題協議会条例を廃止する条例制定について、議案第１７号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての９件は、委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第１ 議案第５号平成２７年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第１０号平成２７年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算及び議案第１２号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第１５号羅臼町青少年問題協議会条例を廃止する条例制定について、議案第１７号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての９件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第２ 議案第１１号 羅臼町表彰条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第２ 議案第１１号羅臼町表彰条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいま上程されました議案第１１号羅臼町表彰条例の一部を改正する条例制定について、またこの後予定されておりますそれぞれの議案につきまして、条例改正が３件、条例廃止が１件、条例制定が６件、町道認定が１件、規約の一部変更が２件、合計１３件でございます。それぞれ副町長以下、担当職員をして説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の８２ページをお願いいたします。

議案第１１号羅臼町表彰条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町表彰条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページ、お願いいたします。

羅臼町表彰条例の一部を改正する条例。

提案理由であります、自立プランで廃止を検討しておりました栄誉賞を廃止し、別の表彰種類であります教育文化貢献賞へ統合するものであります。

羅臼町表彰条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号を削る。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号羅臼町表彰条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第11号羅臼町表彰条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第13号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第3 議案第13号職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の90ページをお願いいたします。

議案第13号職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定についてであります。

職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

次のページ、お願いいたします。

職員の給与の特例に関する条例は廃止する条例。

昨年度実施しておりました、いわゆる独自削減に係る条例を廃止するものであります。

職員の給与の特例に関する条例は廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第13号職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第14号 羅臼町債権管理条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第4 議案第14号羅臼町債権管理条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

納税担当課長。

○納税担当課長（長屋修二君） 議案92ページをお開きください。

議案第14号羅臼町債権管理条例制定について。

羅臼町債権管理条例を別紙のとおり制定するものであります。

93ページをお開きください。

羅臼町債権管理条例。

第1条、目的。

この条例は、町の債権の管理に関する事務の処理について、一般的基準その他必要な事項を定めることにより、町の債権の管理の適正を期することを目的とする。

第2条、定義。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（1）町の債権、（2）強制徴収債権、（3）非強制徴収債権であります。

第3条、法令等との関係であります。

第4条、町長の責務であります。

第5条、台帳の整備であります。

続いて、93ページから94ページにわたりまして、第6条、滞納者に関する情報。町の債権について履行期限までに履行されない場合における個人情報の取り扱いを規定するものであります。

第7条、督促であります。

第8条、延滞金であります。

第9条、滞納処分等。強制徴収債権について行わなければならない措置などを規定するものであります。

続いて、94ページから95ページにわたりまして、第10条、強制執行等。非強制徴収債権について行わなければならない措置などを規定するものであります。

第11条、専決処分。強制執行等に係る専決処分について規定するものであります。

第12条、履行期限の繰り上げであります。

第13条、債権の申し出であります。

95ページから96ページにわたりまして、第14条、徴収停止。非強制徴収債権の徴収停止について規定するものであります。

第15条、履行延期の特約等でございます。

96ページから97ページにわたりまして、第16条、免除であります。

第17条、放棄。非強制徴収債権等の放棄について規定するものであります。

第18条、徴収職員であります。

第19条、委任であります。

98ページ。

附則。

1、施行期日。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

また、附則2から6において、関係条例の改正を行うものであります。

以上、お願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号羅臼町債権管理条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第14号羅臼町債権管理条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第16号 児童遊園地設置条例の一部を改正する条例制定 について

○議長（村山修一君） 日程第 5 議案第 16 号児童遊園地設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の 101 ページをお願いいたします。

議案第 16 号児童遊園地設置条例の一部を改正する条例制定について。

児童遊園地設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

102 ページをお願い致します。

児童遊園地設置条例の一部を改正する条例。

児童遊園地設置条例の一部を次のように改正する。

改正の趣旨でございますが、児童遊園地として条例で定めています峯浜町児童遊園地から岬町児童遊園地までの 15 の児童遊園地のうち、既に遊具が撤去されていることや、別な用途に利用されていることなど、その用途は既に廃止されている峯浜町、知昭町北、松法町、礼文町北、富士見町、海岸町北の六つの児童遊園地について、条例から削除するものでございます。

改正条文でございます。

第 2 条、遊園地の名称及び位置は、次のとおりとする。

春日町児童遊園地、羅臼町春日町。

麻布町児童遊園地、羅臼町麻布町。

八木浜町児童遊園地、羅臼町八木浜町。

知昭町南児童遊園地、羅臼町知昭町。

礼文町南児童遊園地、羅臼町礼文町。

栄町児童遊園地、羅臼町栄町。

共栄町児童遊園地、羅臼町共栄町。

海岸町中央児童遊園地、羅臼町海岸町。

岬町児童遊園、羅臼町岬町。

附則として、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第 16 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 16 号児童遊園地設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第16号児童遊園地設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第18号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護
予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び
に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護
予防のための効果的な支援の方法に係る基準に
関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第18号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の106ページをお願いいたします。

議案第18号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございますが、国の地域主権一括法により介護保険法、以下「法」といいますが、この一部が改正され、法の規定により市町村は厚生労働省令で定める基準に従い、条例で定めることとなりました。これを受けまして、平成25年3月に制定されました本条例の一部を改正するものであります。

107ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

なお、この条例の一部改正につきましては、参考資料の15ページ、資料7に第4条の新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第18号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第7 議案第19号 羅臼町指定地域密着型サービス事業者及び指定
介護予防支援事業者の指定に関する基準等を定
める条例制定について**

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第19号羅臼町指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準等を定める条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案第19号羅臼町指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準等を定める条例制定について。

羅臼町指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございますが、先ほどの議案第18号同様、国の地域主権一括法によるとこ

ろの介護保険法の基準を参酌した結果、指定基準を定めるものでございます。

109ページをお願いいたします。

羅臼町指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準等を定める条例。

第1条は、趣旨であります。

この条例は、介護保険法の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準等を定めるものでございます。

第2条は、指定地域密着型サービス事業者の指定に係る特別養護老人ホームの入所定員でありまして、入所定員は29人以下とするものでございます。

第3条は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の申請者の資格でありまして、条例で定める者は法人である者とするものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、質疑を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号羅臼町指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準等を定める条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第19号羅臼町指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準等を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第20号 羅臼町指定介護予防支援等に関する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第20号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の110ページ。

議案第 20 号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例制定について。

羅臼町指定介護予防支援等に関する条例を別紙とおり制定する。

提案理由でございますが、議案第 19 号と同様、国の地域主権一括法により介護保険法の基準に基づき省令で定める基準を参酌した結果として、条例を定めるものでございます。

111 ページをお願いいたします。

羅臼町指定介護予防支援等に関する条例であります。

本条例につきましては、お手元に配付の説明資料の 2、条例の概要で御説明させていただきます。お聞きをお願いいたします。

第 1 章は、総則でありまして、第 1 条は趣旨について、第 2 条は基本方針について。

第 2 章は、人員に関する基準でありまして、第 3 条従業員の員数について、第 4 条は管理者について。

第 3 章は、運営に関する基準でございます。

第 5 条、内容及び手続の説明及び同意について、第 6 条は提供拒否の禁止について、第 7 条はサービス提供困難時の対応について、第 8 条は受給資格等の確認について、第 9 条は要支援認定の申請に係る援助について。

2 ページをお願いいたします。

第 10 条は身分を証する書類の携行について、第 11 条は利用料等の受領について、第 12 条は保険給付費の請求のための証明書の交付について、第 13 条は指定介護予防支援の業務の委託について、第 14 条は法定代理受領サービスに係る報告について、第 15 条は利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付について、第 16 条は利用者に関する町への通知について、第 17 条は管理者の責務について、第 18 条は運営規程について。

3 ページをお願いいたします。

第 19 条は勤務体制の確保について、第 20 条は設備及び備品等について、第 21 条は従業員の健康管理について、第 22 条は掲示について、第 23 条は秘密保持について、第 24 条は広告について、第 25 条は介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等について、第 26 条は苦情処理について、第 27 条は事故発生時の対応について、第 28 条は会計の区分について、第 29 条は記録の整備について。

4 ページをお願いいたします。

第 4 章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準であります。

第 30 条、指定介護予防支援の基本取り扱い方針について、第 31 条は指定介護予防支援の具体的取り扱い方針について、第 32 条は介護予防支援の提供に当たっての留意点について。

第 5 章は、基準該当介護予防支援に関する基準でありまして、第 33 条、準用について規定しております。

第6章は、雑則であります。

第34条、委任について。

最後に附則でありまして、施行期日は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第20号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第21号 羅臼町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第21号羅臼町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の123ページ。

議案第21号羅臼町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例制定について。

羅臼町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございますが、この条例につきましても、先ほどの議案第20号と同様、国の地域主権一括法によるところの条例制定でありまして、厚生労働省の省令を参酌した結果として、定める基準に従い条例を定めるものでございます。

124ページです。

羅臼町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例。

第1条は、趣旨であります。

この条例は、地域包括支援センターにおける事業の実施に係る人員等に関する基準を定めるものであります。

第2条は定義でありまして、用語の意義は法の例によると規定しております。

第3条は基本方針等でありまして、地域包括支援センターの運営に関する基準を規定しております。

地域包括支援センターは、職員が協働し、包括的支援事業を実施することにより各被保険者に対し介護給付費等のその他必要な援助等の利用を誘導し、当該者が可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。また、運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保することを規定しております。

第4条は職員に係る基準及び員数でありまして、1項では、地域包括支援センターは65歳以上である。第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1カ所設置するものとし、その配置する有資格者の職種と最低人数を規定しております。2項では、条件により特定の生活圏域に地域包括支援センターの設置が必要であると運営協議会で認められた場合において、第1号被保険者数に応じて配置する有資格者の職種と最低人数を規定しております。

125ページです。

第5条は委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号羅臼町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第21号羅臼町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備等に関する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第 10 議案第 22 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の 126 ページをお願いいたします。

議案第 22 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のように制定する。

次のページをお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例であります。

今回の法の改正は、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しなど制度の抜本的な改革が行われたものでありまして、関連する条例が多数ありますので、文言整理等本条例で一括して改正を行うものであります。

第 1 条から第 10 条までの記載のとおりであります。第 7 条、羅臼町職員定数の一部改正の第 2 条第 6 号公営企業関係の職員（水道事業の職員）4 人と改める改正につきましては、記載の仕方に誤りがありましたので、あわせて改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は、改正法の施行の日から施行するものであります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第 22 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 22 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 10 議案第 22 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一

部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第 1 1 議案第 2 3 号 羅臼町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び
職務専念義務の特例に関する条例制定につ
いて**

○議長（村山修一君） 日程第 1 1 議案第 2 3 号羅臼町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案 1 2 9 ページをお願いいたします。

議案第 2 3 号羅臼町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定についてであります。

羅臼町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

1 3 0 ページです。

羅臼町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例であります。

今回の条例制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。

第 1 条は、趣旨であります。

この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 5 項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条は、勤務時間、休日、休暇等であります。

第 3 条は、職務に専念する義務の免除であります。

附則といたしまして、第 1 項、施行期日。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第 2 項、経過措置であります。

改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例の規定は適用しないとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第２３号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第２３号羅臼町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第１１ 議案第２３号羅臼町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第２４号 町道路線の認定について

○議長（村山修一君） 日程第１２ 議案第２４号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） １３１ページをお願いいたします。

議案第２４号町道路線の認定について。

次のとおり羅臼町町道を認定することについて、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求める。

提案理由ですが、道道知床公園羅臼線道路改良工事に伴い、北海道としては不要となりました道道区間でございますが、一般交通に必要なため、これを町道として認定したいということでございまして、マッカウストンネル入り口から、海岸線域マッカウストンネル出口までの５７４メートルでございます。

認定する路線。

整理番号１、路線名、共栄町３号線。

起点、羅臼町共栄町１０６番地３地先。

終点、羅臼町共栄町３０番地地先です。

なお、参考資料としまして、別冊参考資料の１９ページ、資料９に路線見取り図を載せてございますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第２４号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 2 4 号町道路線の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 1 2 議案第 2 4 号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 2 5 号 根室北部消防事務組合規約の一部変更について

○議長（村山修一君） 日程第 1 3 議案第 2 5 号根室北部消防事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 1 3 2 ページをお願いいたします。

議案第 2 5 号根室北部消防事務組合規約の一部変更についてであります。

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、根室北部消防事務組合規約を次のとおり変更する。

根室北部消防事務組合規約の一部を変更する規約。

根室北部消防事務組合規約の一部を次のように変更する。

今回の規約の変更は、組合の体制の見直しを行ったものでありまして、副組合長を「1 人」から「4 人」に、組合の議会の議員を「2 0 人」から「1 6 人」に改めるものでありまして、記載のとおりであります。

地方自治法の規定から、議会の議決を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第 2 5 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 2 5 号根室北部消防事務組合規約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 1 3 議案第 2 5 号根室北部消防事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 2 6 号 根室北部衛生組合規約の一部変更について

○議長（村山修一君） 日程第 1 4 議案第 2 6 号根室北部衛生組合規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 1 3 4 ページをお願いいたします。

議案第 2 6 号根室北部衛生組合規約の一部変更についてであります。

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、根室北部衛生組合規約を次のように変更する。

根室北部衛生組合規約の一部を変更する規約。

根室北部衛生組合規約の一部を次のように変更する。

今回の規約の変更は、組合の体制の見直しを行ったものでありまして、副組合長を「1 人」から「2 人」に、組合の議会の議員を「1 5 人」から「1 2 人」に改め、新たに事務管理者 1 人を置くとしたものでありまして、記載のとおりであります。

地方自治法の規定から議会の議決を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第 2 6 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 2 6 号根室北部衛生組合規約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 1 4 議案第 2 6 号根室北部衛生組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

ここで、1 1 時 5 分まで休憩します。1 1 時 5 分、再開します。

午前 1 0 時 4 9 分 休憩

午前 1 1 時 0 5 分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 1 5 発議第 1 号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制

定について

○議長（村山修一君） 日程第15 発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高村和史君。

○4番（高村和史君） 発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会委員会条例（平成2年条例第18号）の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年3月11日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員高村和史。賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく佐藤晶、同じく田中良。

羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会委員会条例（平成2年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。

2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76条）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第18条の規定は適用せず、この条例による改正前の第18条の規定は、なおその効力を有する。

理由。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」とあわせ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、本条例第18条を改正するものである。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第2号 T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書

○議長（村山修一君） 日程第16 発議第2号T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第2号T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成27年3月11日。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員田中良。賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく鹿又政義、同じく坂本志郎。

T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書。

T P P交渉については、大筋合意に向けて、閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協議などが断続的に行われております。また、交渉内容については、米の特別輸入枠設定や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いております。

T P Pは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、これまで多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、T P P協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。

つきましては、下記の事項について強く要望いたします。

記。

1、政府は平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、T P Pから脱退すること。

2、E P A・F T A等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月11日。北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第16 発議第2号T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第17 発議第3号 農協関係法制度見直しに関する意見書

○議長(村山修一君) 日程第17 発議第3号農協関係法制度見直しに関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番(田中 良君) 発議第3号農協関係法制度見直しに関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成27年3月11日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員田中良。賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく鹿又政義、同じく坂本志郎。

農協関係法制度見直しに関する意見書。

政府は、昨年6月改定の「農林水産業・地域の活力創造プラン」ならびに「規制改革実施計画」において、農業の成長産業化に向けた農協改革の推進を決定し、通常国会において、関連法案の提出を予定しております。

J Aグループ北海道の使命は、食料供給基地として「食の安全・安心・安定供給」を果たすことにあり、そのため「組合員の所得向上」と「農村地域の活性化」による「持続可能な北海道農業」と「豊かな地域社会」の実現を目指し、改革プラン(自己改革)に取り組むこととしております。

また、年明け以降、与党・政府内での検討が進められ、去る2月9日に農協法制度等の骨格案が決定されたところでありますが、最終的な法案の制定までは、継続的な意見反映が必要であります。

さらに、生産現場などからも、J Aグループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では、農協系統組織の持つ機能が損なわれ、本道農業や地域の持続的発展に支障を来すおそれがあると懸念の声が上がっております。

今後、農協法改正案の取扱いにあたり、地域農業・農村の持続的発展をはかるため下記の事項について強く要望します。

記。

1、食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。

2、准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

3、J A・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月11日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 発議第3号農協関係法制度見直しに関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第18 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第18 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決

定しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（村山修一君） お諮りします。

町長から、議案第 28 号平成 26 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第 1 議案第 28 号 平成 26 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 追加日程第 1 議案第 28 号平成 26 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案第 28 号でございます。

平成 26 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成 26 年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 1,110 万 5,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

17款繰入金1項基金繰入金4,000万円を追加し、2億6,104万9,000円。
歳入合計4,000万円を追加し、40億1,110万5,000円。
歳出でございます。

7款土木費4,000万円を追加し、2億6,659万5,000円。
2項道路橋りょう費4,000万円を追加し、2億6,515万9,000円。
歳出合計4,000万円を追加し、40億1,110万5,000円。
4ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。

17款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金4,000万円の追加でございます。
歳出財源を財政調整基金に求めるものでございます。
6ページをお願いいたします。

歳出。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費4,000万円の追加でございます。

このことにつきましては、町道の除排雪経費の委託料でございますが、1月から現在まで8回、8週にわたりまして暴風雪に見舞われ、その都度、除排雪費用に不足を生じる事態を向かえたところでございまして、3回にわたり総額1億1,500万円の専決処分をさせていただいたところでございます。先般、その旨議会に報告をさせていただきました。しかし、その後においても暴風雪による町道路線確保の費用として、特にミルクロードであります農道の確保、あるいは市街地路線の拡幅のための除排雪費用が不足として追加をお願いするものでございます。この後、天候の順調であることを望むところでございますが、不測の事態が生じた場合、議長にも相談をしながら、この後の対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第28号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎町長退任挨拶

○議長（村山修一君）　ここで、町長より御挨拶がございます。

○町長（脇　紀美夫君）　平成２７年羅臼町議会第１回定例会に当たりまして、議員皆様には御熱心に、かつ慎重に御審議を賜り、提出いたしました全議案に対しましてそれぞれ原案どおり可決、御決定をいただきましたことに対しまして心から御礼を申し上げます。

さて、御案内のとおり、私の町長としての任期も残すところ５０日程度となりました。つきましては、現在のところ、よほどのことがない限り任期中における議会召集はないものと思われまますので、議長さんのお許しをいただき、議員皆様、そして町民皆様にこの場をおかりし、退任の御挨拶をさせていただきます。

平成１５年４月、町長の重責を担って以来、３期１２年にわたり議員皆様と町民皆様の御理解と御支援をいただき、また町内外の関係機関や諸団体の皆様に支えていただきながら無我夢中で、職場では副町長を初め、退職者も含めた職員とともに走り続けてきたような気がいたします。自分一人では走ることはできなかった日々であったと、全ての皆様にひたすら心から感謝申し上げる次第でございます。

就任以来これまで、中標津町との合併問題、自立のまちづくりプランの策定、行財政改革の断行、世界自然遺産登録、病院の診療所化、診療所の公設民営化、幼保一元化と統合、小中学校の適正配置などなど、その都度、自分なりの力、能力、気力、体力を出し尽くして、勇気を持って決断し、実践してきたと思っておりますが、町民の皆様には、物足りなさを感じた事柄も多かったのではないかなと思う昨今であります。その点では、力足りず、潜在的なまちの力を高めることができなかったことを申しわけなく思っております。

これからは、任期満了までの一日一日、１２年間の町政運営を検証しながら、次の執行者にスムーズに引き継ぎができるよう最善を尽くしてまいります。

また、この場においでの方議員皆様には、来たるべく統一地方選挙に出馬することも含め、町政の発展と町民の幸せのため、御活躍あらんことを御祈念申し上げる次第でございます。

繰り返しになりますが、公的にも、私的にも、大変多くの人々に出会い、支えられ、助けられ、励まされ、今日に至りましたことに対し、感謝の気持ちを持ち続けながら、一町民として、町の発展にエールを送り続けてまいりますこととお誓いし、退任の御挨拶とさせていただきます。

長い間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

◎議長挨拶

○議長（村山修一君）　議長として、一言御挨拶を申し上げます。

３月定例会閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月9日開会以来本日まで、予算審査特別委員会を挟み、3日間にわたり議員各位におかれましては提案されました新年度予算案を初め、多数の重要議案について終始御熱心に御審議をいただき、本日その全議案を議了して無事閉会の運びとなりましたことに深く感謝を申し上げます。

また、理事者管理職各位におかれましては、成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、審議中に出されました各議員の意見を十分尊重しつつ町政各般におけるさらなる向上を期し、なお一層の御努力を払われるようお願いを申し上げます。

結びに当たりまして、特別なことがない限り、今期最後の議会となります。

このたび御勇退の決断をされました脇町長におかれましては、3期12年にわたり羅臼町のトップリーダーとして、まちづくりにその手腕を発揮していただきました。まだ早いと御本人にお叱りを受けるかもしれませんが、本当に御苦労様でございました。

町長就任以来、合併問題から自立への方向転換、あるいは羅臼町の医療福祉を初め、数々の難題に立ち向かい、当町にとって、これまで経験のなかった諸問題にそれぞれ将来への道筋をつけていただきました。我々は、引き続き大切に育てていかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

改めまして、脇町長に対しまして議会を代表しまして衷心より感謝と敬意を表する次第でございます。ありがとうございました。これからも御健勝で羅臼町の発展を見守っていただきたいをお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村山修一君） 以上をもちまして、本定例会に付されました案件は全て終了をいたしました。

本日は、東日本大震災の発生から4年が経過いたしました。ここに、震災により犠牲となられた方々に対し哀悼の意を表すべく、地震発生時刻の、本来であれば2時46分でございますが、早く終わりましたので、この場で皆さんとともに黙禱をささげたいと存じます。

御起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙禱）

○議長（村山修一君） 黙禱を終わります。ありがとうございました。

御着席ください。

平成27年第1回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間、熱心に御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

午前11時33分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員